

平成  
30年度

# 「企業連携支援事業」補助金

2次

募集

(復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業(総合支援メニュー))

県では、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の回復・拡大を目的として中小企業者等が行う「商品づくり」、「マーケティング活動」、「販路開拓活動」及び「人材育成活動」に要する経費について、その一部を補助します。

『企業連携支援事業』は**複数の中小企業者等の技術面等の連携による地域の食材等<sup>(※)</sup>を活用した商品づくりを行う事業者**がご利用いただけます。

※ 地域の食材等とは、県内で産出された農林水産物、県内で産出された農林水産物を原料とした加工品及び宮城県の食産業の復興を図る食材として適当と認められるものとします。

## ●ご利用いただける事業者

県内の沿岸部等に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) (1)～(5)までのほか、宮城県の食産業の復興を図る事業実施主体として適当と認められる事業者

## ●対象事業の要件

次の(1)から(4)までのすべてに該当する事業であること。

- (1) 複数の中小企業者等の技術面等の連携による地域の食材等を活用した商品づくりを行うこと。
- (2) 次の①から③までのいずれかに該当する事業であること。
  - ① 商品づくりのためのマーケティング活動を行うこと。
  - ② 開発又は改良した商品の販路開拓活動を行うこと。
  - ③ 商品開発力や営業力を有する人材の育成活動を行うこと。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 罹災証明書等により被災の状況が確認できること。\*

\*申請者のみ。共同で事業に取り組む「連携者」は、この限りではありません。

## ●補助対象経費の内容

以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金(外部専門家への謝金)
- (2) 旅費(商品づくり等に要する交通費や宿泊費)
- (3) 研究開発費(原材料費、検査・分析費、包装デザイン開発費など)
- (4) 庁費(出展小間料、運搬費、ポスター・パンフレット等印刷費など)
- (5) 調査研究費(マーケティング委託費など)
- (6) 研修費(有料セミナー参加費、コンサルティング委託費など)

※詳細は要綱、ホームページでご確認ください。

●**募集期間** 平成30年5月30日(水)～平成30年7月20日(金)まで

※採択に係る審査会を平成30年8月8日(水)に開催します。

●**補助率** 補助対象経費の2分の1以内

●**補助限度額** 3,000千円(補助対象経費が6,000千円を超えても3,000千円が上限です)

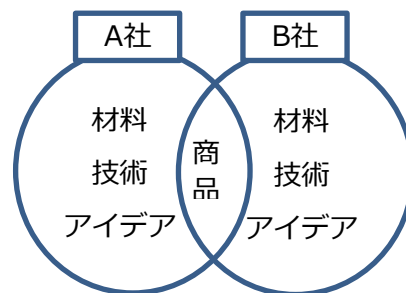
裏面もお読み  
ください!



## ●企業連携の事例

- (1) 同業種での複数社による新商品の共同開発
- (2) 複数の食品関連業者による新商品の共同開発
- (3) グループ補助金で形成されたグループなど、異業種連携での新商品の共同開発 等

※ パッケージのみの改良, 既存商品の詰め合わせ, 原材料の供給など通常の商取引レベルの取組, 費用の伴わないアイデア提供による商品開発などは, 本事業では対象外とさせていただきます。



## ●応募の流れ

### Step1 補助事業計画の提出（7月20日（金）まで）

チラシ最後尾の「お問合せ・応募先」に必要な書類を提出してください。応募に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号－別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号－別紙2）
- (3) 事業スケジュール（別記様式第1号－別紙3）
- (4) 商品販売計画（別記様式第1号－別紙4）
- (5) 企業連携支援事業申立書（別記様式第1号－別紙5）
- (6) 確約書（任意様式）
- (7) 罹災証明書などの写し

※ 提出された書類は返却いたしません。必ず写しをお取りください。  
※ 上記書類のフォーマットと記載例は, 下記ホームページに掲載していますのでご利用ください。

<http://www.pref.miyagi.lg.jp/soshiki/syokushin/2018renkei.html>



QRコード

### Step2 審査（8月8日（水）開催）

県庁にて事業計画をプレゼンテーションしていただき, それに基づき審査をします。提出された書類の内容に関して, 問合せを行うことがあります。

### Step3 採択・交付申請書等の提出

審査会で採択された事業者には県より書面にて通知します。

その後, 採択者から交付申請書及び必要書類（その際ご案内します）を提出していただきますと, 県より交付決定通知が送付されます。

### Step4 事業開始

交付決定通知の日付け以降, 事業への着手が可能です。事業実施可能期間は, 平成31年3月までです。

## ●商品づくりや販路開拓に関する他事業のご紹介

県では, 震災により被災した食産業の復興を図るため, 商品づくりや販路開拓に関するさまざまな支援を行います。他の事業については, 下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/hojomain.html>

### 《お問合せ・応募先》

宮城県 農林水産部 食産業振興課（担当：食ビジネス支援班）

電話：022-211-2812 FAX：022-211-2819

メール：[s-business@pref.miyagi.lg.jp](mailto:s-business@pref.miyagi.lg.jp) HP：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/>